



オルガンの練習利用について

小ホール空き日をオルガン練習のためにご利用いただくことができます。

- **利用資格** オルガニストまたはオルガンの操作を支障なく行えると認められる方。
- **申込方法** 利用希望月の **2ヶ月前の1日**（休館日の場合は翌営業日）から受付けます。
事前に空き日をお問合せのうえ、ご来館、お申込ください。
- **利用料金** 1区分 18,452円
施設利用料を減免。オルガンと照明設備料金が本番利用の70%です。
各区分の時間は以下のとおりです。

午前	午後	夜間
9:00～12:30	13:00～16:30	17:30～21:00

1時間までの延長料金は4,612円となります。

ただし、午前区分の前と夜間区分の後は延長できません。

1時間を超えての延長は2区分の利用料金になります。

2区分をご利用される場合、区分間の利用料金は発生しません。

<参考例>

① 9:00～13:30の場合

利用料金 18,452+4,612=23,064円

② 9:00～16:30の場合

利用料金 18,452+18,452=36,904円

- **注意事項**
 - ・オルガン練習利用料はオルガン練習にのみ適用されます。
 - ・他の楽器や声楽、合唱などとの合奏をされる場合は施設利用料金が発生します。
 - ・楽屋、主催者駐車場は使用できません。
- **支払方法** 申込み後、請求書を送付いたしますので、記載されている期限までにお振込みください。または県民ホール窓口で現金精算していただくことも可能です。
- **お問合せ** 神奈川県民ホール 施設運営課（受付時間 9:00～17:00）
TEL 045-662-5901 横浜市中区山下町3-1